破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５０号
秋田県横手市十文字町字曙町37番地
債務者　内藤さとみ
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第６４２号
埼玉県川口市戸塚３丁目14番26―406号　アン・リミエール、破産申立時の住所埼玉県川口市北原台３丁目11番20号
債務者　菅原　吉輝
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
埼玉県草加市原町３丁目16番２―101号
債務者　安井　信治
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５８号
埼玉県鴻巣市吹上本町５丁目３番21号
債務者　吉埜　　豊
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１２号
さいたま市大宮区仲町３丁目132番地
債務者　中村　雅雄
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５２号
さいたま市南区文蔵３丁目19番12―201号
債務者　高田　良子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７９号
埼玉県川口市大字芝4857番地
債務者　命苫美千代
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８８９号
埼玉県川口市大字芝7039番地の51
債務者　齋藤つぐみ
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
埼玉県越谷市大成町１丁目64番地３　コーポアピアⅢ越谷201Ａ
債務者　池内　　宏
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７８号
埼玉県草加市長栄１丁目824番地１　コンフォートピレア301号　佐藤方
債務者　渡邊　亮一
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４０１号
埼玉県越谷市東越谷３丁目３番地17　クレールハイツ203
債務者　朝日　順子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
埼玉県所沢市和ケ原３丁目313番地の１　プリマヴェーラ101
債務者　湯本　圭将
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２５号
埼玉県比企郡川島町大字下伊草111番地７　ヴァーチェ204号室、前住所埼玉県比企郡川島町大字伊草90番地14
債務者　平山　美和
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３３１号
埼玉県所沢市松葉町６番12号　コーポキムラ101
債務者　小國　和仁
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３４２号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南２丁目13番地２
債務者　飯田　邦江（旧姓三枝）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１０号
長野市若里４丁目４番１―308号　ハウスバイン
債務者　若宮　史佳
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
長野市宮沖179番地
債務者　吉田　誠一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係